

○愛知県卸売市場審議会条例

愛知県卸売市場審議会条例

昭和四十六年十二月二十四日

条例第五十四号

愛知県卸売市場審議会条例をここに公布する。

愛知県卸売市場審議会条例

(設置)

第一条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七十一条の規定に基づき、愛知県卸売市場審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、愛知県卸売市場整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 県議会の議員
- 三 関係行政機関の職員
- 四 市町村の長

3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第六条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。